

大分県日田郡栄村五馬大字出口
河津修吉氏蔵 五馬村誌草稿

五馬村の風俗習慣年中行事

松岡実書写

正月（月日ハ全テ旧暦ニヨル）

元日 朝起キテ神仏ニ鏡餅ヲ供ヘ、神酒ヲ奉り、燈明ヲ点火シ、

茶ヲ供ヘ等スル。

迷信 干柿ヲ食「ハガタメトイフ」シ、八十八夜ニ製シタル茶ヲ

飲ム。

（年中病氣ニ罹ラズ、又歯ノ疲レザルトノ迷信 ヨリナラ

ン）

儀式 雜煮餅・数ノ子・タヅクリ・牛蒡煎リニ冷酒ヲくみ（屠蘇

ヲ用フル家ハ少ナイト云フ）、栗箸ヲ用ヒテ食スル。

迷信 朝早ク起キズ、雨戸障子等ハ正午過ギ迄モ開カズ。少シノ

スキ間ヨリ出入ス（早く開ケバ福ノ神ガ逃ルトノフ）。此

兆トス（女ガ早ク来レバ其ノ年ノ縁起ガ悪ルイトイフ）。

兆トス（女ガ早ク来レバ其ノ年ノ縁起ガ悪ルイトイフ）。

若水 未明ニ起キテ若水ヲ汲ミ取り、ソノ水ヲ用ヒテ此日ノ儀式

一切ヲナス家モアル。

二日 極ク早朝ニ起キ一ノ作業ヲナス（俗ニ初仕事トイフ）。

儀式 廻礼ト称シ、朝早クヨリ近隣石已三年始ノ礼三行ク。

年玉 寺院医者等ノ家ニハ紙鏡餅等ノ年玉ヲ持チ行ク。普通ノ家

ニテモ御手驗ト称シテ中折紙ヲ差出ス。

風呂 朝早ク風呂ヲ沸シテ初風呂トイフ。

三日 正月ノ三ヶ日（元旦二日三日）トイフテ業ヲ休ミ神仏ヲ祭

リ雜煮等ノ儀式ヲ行フ。

神参 三ヶ日ノ内ニ氏神又ハ太原神社ニ参詣ス。近来ハ宮地嶽神

社ニ参拜スルモノ年々多キヲ加フ。

四日 繩ノナイゾメトイツテ繩ナイノ儀式様ノコトアリシモ今頃

レタリ。

縄ナイ 近隣ノ人互ニ加勢ヲナシ、先ツ宝珠ノ玉又ハ軍配團等

ノ形ヲ作リテ大国主命ニ供シ、後牛馬ノ綱ヲ練リ、終リテ

雜煮ニ小宴ヲ張リテ祝儀スルコトアリタリ。

七日 七々草ト称シ若草七種ヲ摘ミ取り飯ニ入レテ炊ク家モアリ

之ヲ七草雜炊トイフ（味噌汁ニ煮ルモノモアル）。

迷信 七草雜炊ヲ茶飯トシテ食スレバ、コセカキニナルトイ

フ)

鬼火 午前二時頃ニ起キ生竹ニ藁等ヲ門前（門口）ニ焼キ、餅ヲ

燒キテ食スレバ年中健全ナリトノ風習今全ク頽レタリ。

十一日 帳祝トイヒテ粗末ナル當用日記帳ヲ製シ、御供ノ鏡餅ヲ破

リテ雜煮ヲ炊キテ祝フ。寺子屋時代ニハ此ノ日ヲ寺入リト

称シテ兒童ヲ入学セシメタリ。明治二十二年頃マデハコノ

風習大イニ存シタリ。

十四日 俗ニ女ノ正月ト称シ、夕飯ヲ昼過ギ（今ノ四時頃）ニ食ス。

十五日 夕飯ガ遅クナレバ一年中ノ仕事ガ遅クナルトイフ。

モグラ打チ 小サキ篠ノ先ニ小サキ藁ヲ結ビツケテ庭先キ等ヲタ

キ、モグラノ害ヲ防ゲトイフ。今衰ヘタリ。

十五日 赤飯ニ餅ノ破片ヲ入レテ炊キ糊飯トイフ。

小サキ管ヲ長サ一寸五分位ニ切り飯ノ中ニ入レ置キ、赤飯

填充ノ次第ニヨリ年ノ吉凶ヲ判ズル家モアル。之ヲ糊試ト

イフ。此ノ時栗箸ヲ火中ニス。大原ニテハ神前供ヘ置キテ

二月十五日 二公開シテ年ノ吉凶ヲ判ズ。

十六日 山ノ神祭リトイヒテ山中ニ入ラズトイフ。

迷信 山中ニ入レバ神隠シニ逢フトイフ。藪入リトイツテ奉公人

等ハ郷里ニ帰ルノ例アリ。地獄ノ釜モ聞ク。

二十日

二十日正月トイヒテ小儀式ヲナス。麦ノ粉末又ハ柿ノ皮ヲ

粉末トシテ、ハツテンコウバシトイフ。之ヲ正月ノ終リト

ス（正月ドンハコウバシニナツテシマツテ行ツタトイフ）

二月

初午 初ノ午ノ日ニ稻荷祭リヲナス。屋敷内ニ稻荷ヲ祭リアル家

ニテハ赤飯ヲ炊キ旗ヲ立テ、祭ル。萩野稻荷ニ詣ル人モ多

シ（現今ニテハ稻荷ヲ信ズル人少クナレリ）。

社日 作ノ神様トシテ祭ル。或ル部落ニテハ寄附金ヲ募リテ社前

ニテ小宴ヲ張リ社日祭リヲナス人モアル。

彼岸 寺院ニテハ法会ヲ營ミ午後説教ヲナス。中日ニハ業ヲ休ミ

寺詣リヲナシテ法ヲ聞クモノ多シ。

此ノ前後ニ種蒔キ温床接木等ヲナス。

英彦山 此ノ前後彦山ニ参詣スル者多シ。帰リニハ英彦山帰リト

称シテ迎ヒノ馬ヲ日田町ニ発シ、参詣者ノ内ニテハ宴ヲ張

リテ帰彦ヲ祝スルコト盛ンナリシモ、十数年来其ノ事大イ

ニ袴ヘタリ。英彦山ガラガラ柄子飴ヲ以ツテ名物トス。ガ

ラ柄子サヽヲ土産トシテ近隣ニ送ル。

三月

二日 離ノ節句。始メテ女子ノ生レタルトキ親族知己ヨリ離人形儀式

ヲ贈リテ女子ノ福運ヲ祝ス。貰ヒタル家ニテハ大ナル草餅

ヲ一重送リテ返礼ス。

離人形ヲ階段的ニ座敷ニ飾り、小ナル寝具台所ノ道具簾等

長持等（俗ニ離様ノ道具トイフ）ヲ飾リ、生花ヲナシ、膳

部ヲ調へ、菱餅ヲモトマダ等ヲ人形ニ供ヘテ離ノ祭リヲナ

ス（宴ヲ催シテ祝スル家モアリ）。

貧富ノ程度ニヨリ其ノ儀式モ亦一樣ナラズ。俗三桃ノ節句

トイフ。蓋シ桃花ノ時ナレバナラン。（炎脱カ）

四日 「エトスエ」トイヒテ休ム。昔ハヲスエルノ習慣ナリシヨリ、

医術ノ進歩セザル昔日ニアリテハサルコトモアリタラン。

十五日 一般ニ休業ヲナス。

大師祭リ。二十日又ハ廿一日弘法大師ノオ祭リヲナス。大

師ヲ祭リタル家ニテハ接待トイヒテ赤飯又ハ握リ飯等ヲ參

詣者ニ振ル舞フ。

迷信 心ダテ惡シキ人ハ參詣ヲナシテモ接待ニアハヌトイフ。

牛蒡時カズトイフ。

四月

八日 祀迦ノ祭リヲナス。

小サキ吾妻屋根ヲ草花ニテ葺キ、其ノ中ニ大ナル盥ヲ置キ

其ノ中ニ甘茶ヲ入レ祝迦ノ像ヲ安置シ、甘茶ヲ頭ヨリ注ギ

テ後之ヲ飲ム。

八十八夜 茶ヲ摘ム。之ヲ貯蔵シテ元日ニ飲ム家モアリ。其ノ日

ニ飲ム家モアル。流行病ニ冒サレヌ、又ハ病氣セヌトノ迷

信アルコト各相同ジ。苗代ノ用意ヲナス。

五月

五日 端午ノ節句。武者人形又ハ鯉幟ヲ立テ男子ノ福運ヲ祈ル

男子ノ初メノ節句ニ親族知人寄リ鯉幟ヲ送リテ祝福ス。貰

イタル家ニテハチマキ、大ナル餅、一重ヲ送リテ返礼ス。

チマキ又ハサンケラ端午（又ハカシハダコ）ヲ作ルコト一

般ノ風習ナリ。軒ニヨモキ菖蒲ヲ插ス。

画呂ニ菖蒲ヲ入レテ沸シ菖蒲湯トイフ。作芋ヲ食スル習慣

アリ。懸竿ハ五月中立テ置クトイフ。

蚕ノ時季ナレバ遠期ヲ縮メル家モアリ。

業ヲナサザルモノ多シ。

六日 六日ノ菖蒲トイフ。農家ノ多忙時期ナレバ、農村ニテハ休

田植休ミ 本田移植後一二三四日間休業シテ勞ヲ慰ス。

ハンゲ生 此ノ日梅ヲ食ベバ頭ガ禿ゲルトイフ。

迷信 正五九月ニハ筈作ラズトイフ。

六月

土用牛 土用ノ牛ノ日ニハ、牛湯ト称ヘテ十数年前マデハ前夜ヨ

リ天ヶ瀬杖立等ニ入湯シテ健康ヲ願フ人多カリシモ、今ス
タレタリ。サレド着ヲ食スルコトハ今尚盛ナリ。牛着トイ
フ。

厄 七難九越又ハ四十一才六十才二十五才ナドノ厄年ニ当リタ

ル人ハ厄避トイヒテ災厄ヲ逃レントス。此ノ日宴席ヲ開ク

人亦多シ。

粟時 粟豆等ヲ蒔ク。終ツテ五六日間粟時休ヲナス。

十五日 祇園祭礼アリ。夏祭リトイフ。

三十日 大祓トイヒテ夕方各神社ニテハ祭典行ハル。俗ニ夏越又ハ

御祓トイフ。厄神ヲ祓フノ意ナラン。

迷信 家々上リ方村境区境ノ地ニ方札七五三縄ヲ張リテ疫神ノ亂

入ヲ防ケ。

土用入アリ

土用ノ日クサキモノヲ食スルノ習慣アリ。流行病ニカカラ

ヌ迷信ナリ。

三郎 三日日ヲ土用三郎トイヒテ最モ天候ヲ大切トスルナリ。皆

ゲンノシヨウコ草ヲ陰干トナシテ風葉トスルナドノ習慣ア
リ。漢法ノ医術ヨリ源ヲ發スルナラン。

七月

六日 七夕 夕方若竹ノ枝ニ五色ノ短冊ヲサゲ、之ヲ庭前等ニ立

テ萩桔梗百合ナド花ヲ供ヘテ星ヲ祭ル。男子ハ農具、女子
ハ衣服ノ雛形ヲ製シテ供ヘルモアリ。野菜団子栗子ナドヲ
供ユ。

七日 早朝短冊ナドヲ川端ニ持チ行キテツキ立ツ

牛洗ヒ 此ノ日キウリ蔓ヲ持チテ牛馬ノ体ヲ洗フノ習慣アリ。油
シミタルモノニテモ冷水ニテ良ク汚ヲ落ストイフ。

竿竹 コノ日物干竿竹ヲ新調ス（虫食ハズトイフ）。蓮ノ葉芋ノ

葉ノ露ヲ集メテ短冊ニ書ク家モアリ

墓掃除 九日頃墓所ノ大掃除仏壇ノ掃除ヲナス。

盂蘭盆会

十三日ノ夕方、生靈迎ヒトイヒテ、家ノ主人ガ水ヲ持チテ

墓所ニ生靈迎ニ行ク。

十五日夕方生靈送リトイヒテ女郎花等ノ草花ヲ持チ水ヲ持

チ仏火ヲ燈シテ墓参ヲナシ、香花ヲ燈シテ生靈ヲ送ル。之ヲ益会ノ終日トス。

膳部 每日二度又ハ三度食膳ヲ供シテ祖先ノ靈ヲ祭ル。箸ハ必ズ

膳盤タリ。十五日ニサヽゲ豆ヲ供ヘテ生靈ノ枝トイフ家モ

アリ。

八月

一 日 八朔ノ節句ト称シテ田畠ニ神酒ヲ供ヘテ農作物ノ出来バエ

ヲ祝ス。初出来トイフコト三月ニ全ジ。

二 日 エトスエトイフコト三月ニ全ジ。

十五日 放生会トイフテ大原神社ノ秋期大祭アリ。參拜スル人多

シ。此日高木ニ昇ルト落チルトイヒ伝ヘアリ。

一日ヨリ十五日迄 玖珠郡森町善神王ノ祭アリ十數年前迄ハ牛馬ヲ

引キテ参リタル人甚ダ多カリシナリ。蓋シ牛馬ノ神ト称ヘ

タレバナリ。今殆ンド全ク頽レタリ。(善神王市ニハ雨ガ

降ルトイヒ伝ヘラル)。

夜通シデ踊リ興シテ習朝ニ至ル時ハ、初盆ノ家ニテハ本膳ヲ。

ヲ饗シテ踊ノ勞ヲ謝ス。

手踊軍談淨瑠璃等ヲ持チテ盆踊リニ更ヘ供養スル家モアリ

生活状態ニヨリ祭典ニ差異アルハ元ヨリナリ。

寺院ト踊 今ヨリ約二十年位前迄ハ十五日又ハ十六日ノ夜ハ寺院

ニ集合シテ盆供養ト称シテ盛ニ踊リヲナシタリ。

明月

十五夜ニ芋ヲ煮、之ヲ月ニ供業ス。

子供等三々五々群ヲナシテ「芋上ゲタカイ」トイツテ貰ヒ

十八日 觀音様祭リヲナス

青年ノヒカリ踊リトテ、青年者各自ノ寄附ニヨリテ踊ヲナス時モアリ。

二十四日 地藏盆トイヒテ盆ノ最終トス。

歩ルク。芋ハ其ノ年ノ月ノ数丈ケ膳部又ハ盆ニノセテ、月当リノヨキ場所ニ置クヲ常トス。

九月

九日 菊ノ節句トテ菊ノ枝ヲ神酒ニ入レテ祝フ。

十五日 明月トテ栗、畠豆等ヲ煮テ月ヲ祭ルコトハ八月ニ全ジ。

祭典
此ノ月ニ氏神ノ祭典ヲ行フ。

神事
金犧神社（上の宮）玉来神社（五馬）天満宮（出口）ノ各

神社ニテハ舞楽ノ御神事神幸ノ事ヲ行フ。

生レ子 生レ子ヲ参拜セシメテ神職ノ御幣ヲ受ケサセテ率先ヲ祈ル。

十月

神無月ト称シテ婚礼等ノ祝事ハ凡テ行ハザルノ習慣ナリ。

イノコ 大抵ノ家ニテハ、初イノコノ日ニ餅ヲツキテイノコト称シ、仮リノ年トリトイフ。明ケテ幾ツ子供等ハイノコ過ぎ

ヨリハ其ノ年齒ニ一ツヲ加ヘテ、木ウノイノコ、ヲミタカラ明ケテ幾ツトイフ。

十日二十夜ト称シテ淨土宗ニテハ祖師ノ祭リヲ行フ。

二十日 恵比須又ハ誓文払ヒトイフ（商家ニテハ恵比須祭リヲナス）。

十一月

節分 節分ニ夜業ヲナセバ一生貧乏スルト云フ人モアル。火吹竹

紐解 此ノ月十五日男女子三才ニシテ紐解ノ祝ヲナス。ツケ紐ヲ落シ、晴レ着ヲ着セ、折リ帶ヲ結ビテ氏神ニ参シ、祝宴ヲ開ク。

二十七日 俗ニオバント云ヒテ祖師ノ祭祀ヲナス。夜ハ寺ニ詣リ田

樂ヲ炎リテ通夜ヲナス。

二十八日 寺院ニテ開山上人ノ御報事トテコノ時膳アリ。

味噌ツキ 十月ニハ味噌ヲツカズ（葬礼味噌トイフ）。

十一月

朔日 ネバイモノヲ食フ日トテ、飯ニ糯米等ヲ入レテ炊ク。

八日 錐供養トテ、錐ヲ豆腐ニサシ、錐道具ヲ休マセテ、雜ゼ飯等ヲタク。

冬至 南瓜ヲ食スレバ流行病ニ罹ラヌト伝フ。

柚子 此ノ日柚子ノ実ヲ味噌漬トシテ、節分ノ日ニ食スレバ瘦病

ヲ逃ル、ト云フ家モアル。

十三日 箸シ削リトテ多量ノ栗箸ヲ削リ俵形ニ束ネテ大国神ニ供

ヘ置キ、元日以後十五日迄用フル風習アリシモ、今ハ大イ

ニ衰ヘタリ。

十三日 昔ハ此ノ日ニ煤筈キヲナス風習ナリシモ、今ハ一定ノ時日ナシ。

ヲ新調シ、古キモノヲ燒キ捨ツル家モアル。十二月ノ土用

ル。

ニハ、クドヲ塗ラズトイフ。

末日 年取リトイヒテ夕方早ク飯ヲ食ス。メザシニキリコブヲ用
フル家持ニ多シ。

農具 農具其ノ他必需品ハ大抵明方ニ藏メテ、鏡餅ヲ飾リテ点火

ヲナス。神仏ノ飾リナシ、御供ヘ物ヲ供ス。

歳末 此ノ月下旬歳末ニ行ク。身分相応ノ品物ヲ土産トシテ、年

末ノ礼ヲナスナリ。

伊勢參宮

春ノ農閑ノ好季ニ親族知友相談シテ伊勢ニ參宮スルコト古来ヨリ良
風ナリ。一生ニ一度伊勢ニ參宮セザルハ大ニ恥シトスル風習アリ。

一、門出 前日近親等集リテ見立ノ宴ヲ張ル。身ヲ清メ氏神ニ參拜シ
テ見送人ニ送ラレ出發ス。昔ハ乗馬ニテ物々敷事ナリシ由
ナルモ、今ハ止ミタリ。

一、留守 留守居ノ家ニテハ鳥類特ニ鶴ヲ食セズ。狩リ等ヲ謹ミテ幸
先ヲ祈ル。留守見舞トテ留守中ノ家ニ樽ヲ持チ行キテ宴ヲ
開キテ參宮ヲ祝ス

一、宮参リ 參宮人上宮ノ日ニハ、実家ニテモ近親相集イテ氏神ニ參

詣シテ大イニ祝宴ヲ開ケ。

一、下向 下り着キノ当日知己親類相集リ、盛ニ酒迎ヒノ祝宴ヲ張

断髪に対する注意

(明治五年壬申四月八日 東京日日新聞所載)

男子の断髪勝手たるべき旨先般御布告ありしが、尚又今般
男女は衣髪俱に区別有之を一時の心得違より断髪致候儀不相
成、女子は従前の姿を存すべき旨御布告ありしが、府下諸新
聞にも屢々之を褒ひ、識者は擧て嘆息なせしに、今此御示し
ありしは實に謝すべきことならずや。

編者註、詰り、男子に對して断髪の布告をしたのに、女子も断髪し
たものがあつた為めに、重ねて注意の布告があつたものである。